

授業料免除を申請する方へ

平成27年度授業料免除申請の主な変更点について

1. 前期申請では4月末（後期申請では10月末）までの勤務採用の申告 及び 臨時所得の申告が必要です。

平成27年度からは、前期申請では4月末（後期申請では10月末）までに採用になる勤務についても、「給与支給(見込)証明書(様式4)」（3ヶ月の給与見込）の提出が必要となります。（留学生については、「給与支給(見込)証明書(様式 留5)」）

また、同じく、4月末（後期は10月末）までに退職金や保険金といった臨時所得のあった場合も必ず申告してください。

2. 独立生計者の条件が厳格になりました。

平成27年度からは、独立生計者の認定条件として、次の要件が加わっています。

- 申請者自身（配偶者を含む）が被保険者となる健康保険証を持っていること
- 又は申請者自身（配偶者を含む）が世帯主となる国民健康保険証を持っていること

また、衣食住にかかる費用を主として父母等からの援助（送金や住居の提供）等で賄っている方は独立生計者とは認定できません。

3. 長期療養者の特別控除の記入方法が変更となっています。

平成27年度からは、長期療養者にかかる医療費の特別控除を申請する場合は、各月の自己負担限度額を「療養費等内訳書（様式10-②）」に記入してください。自己負担限度額が不明の場合は、大学が定める額を自己負担限度額と見なします。